

子ども・子育て会議	
資料 No. 5	R5.3.20

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和5年4月

木津川市

1. 医療的ケアについて

医療的ケアとは、医師自らが行わなければならないと医師法に規定される医行為(医療行為)のうち、家庭等で日常的に実施される経管栄養やたんの吸引などの行為のことをいいます。本来、医療行為は医師が行わなければなりません。医療行為のうち医療的ケアについては、医師の指示によって看護師が実施できる(保健師助産師看護師法第37条)ほか、一定の研修を修了し都道府県知事に認定された場合には、保育士や介護職員も痰の吸引及び経管栄養に限り医師の指示に基づいて実施することができることとされています。近年、医療技術の進歩に伴い、上記のような医療的ケアが必要な子どもが年々増加しており、夫婦共働きや核家族化も相まって、そうした子どもの保育需要も高まっています。保育所等での医療的ケア児の受入れに当たっては、医療的ケアを実施できる看護師等の配置や、保育所等における必要な設備や物品の整備、保護者及び医療・介護の関係機関との連携体制の確立、日常生活における安全管理や非常時における安全確保策の検討など、事前に準備・確認等すべき内容は多岐にわたり、実施に向けて必要な物品や書類なども多くあります。このガイドラインは、そうした医療的ケアの実施において、保護者や保育所等において必要な手続きや注意すべき点などが明確となるようまとめたものです。本市の公立保育所等において、医療的ケアが必要な児童が入所する場合には、児童の状態に応じ、原則として専属の看護師を配置することで医療的ケアを安定的に実施できる体制を整えることとします。

2. 医療的ケアの実施要件等

木津川市公立保育所等において実施する医療的ケアを伴う保育における児童の受入要件等については、以下のとおりとします。

(1)受入要件

- 保育の必要な事由があること（幼稚園を除く）
- 児童の状態が集団保育(教育)に適していると主治医が判断すること
- 児童の健康状態が安定しており、必要な医療的ケアの内容も固定化されていること
- 児童の状態について、主治医等医療機関やデイサービス等の施設、保護者、保育所等で情報共有(受診への同行や関係機関との面談を含む)できること
- 医療的ケアの内容について、医療的ケア実施者を含む保育所等職員が関係機関において実地指導を受ける又は見学ができること
- 入所希望の保育所等に担当看護師が配置され、必要な設備や備品等が整えられていること
- 保護者が【医療的ケアを必要とする児童に関する同意書】の内容に全て同意できること

(2)対象児童

保育所	幼稚園
原則1歳児クラス以上(0歳児クラスへの入所については、対象児の状態や保育所等の受入体制等によって個別に判断します。)	3歳児クラス以上

(3)受入可能日及び時間

保育所	幼稚園
平日の8:30~16:30の範囲内で保育所の状況を踏まえ決定します。	平日の教育時間の範囲内で幼稚園の状況を踏まえ決定します。

(4)医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は以下の行為の実施を基本とします。

- 経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)
- その他の医療行為

3. 申込みから入所まで

医療的ケアが必要な児童の場合、保育所等への入所申込の他に医療的ケア実施に係る申込みや医師の指示書等の書類が必要となるなどの手続きが必要となり、そのおおまかな流れは以下のとおりです。

(1)入所相談及び医療的ケアに係る申込書等の提出

入所の相談時に、対象児の現状と保育所等にて必要な医療的ケアの内容についてこども宝課にて詳細に聞き取りをし、【医療的ケア実施申込書(様式1)】及び【医療的ケアを必要とする児童に関する同意書(様式1裏面)】、【主治医意見書(様式2)】の内容について説明し、内容の了承を得た上で必要事項を記入し、提出していただきます。

(2)主治医への聞き取り、園での生活を体験

対象児童の状況に応じ、必要があれば定期検診等に同行する又はこども宝課で主治医に面会し、児童の詳細な状態を確認します。また、受入れが可能かどうか確認する観点から、必要に応じて入所を希望する園にて、親子で数時間程度、園での生活を体験していただきます。

(3)受入れ可否の検討、看護師確保

入所希望児童の状況について、保護者及び主治医に聞き取った内容と体験保育等での状況を総合的に検討し、障害児保育検討会議で受入れ可能かの判断をします。受入れが可能と判断する場合は、入所希望の保育所等に、入所日に合わせて看護師等の医療的ケ

ア実施者が配置できるよう手配をします。

(4)医療的ケア実施の内諾

検討会議を経て受入れが可能と判断した場合、【医療的ケア実施内諾書(様式3)】を保護者宛てに通知します。

(5)入所申込書・医師指示書提出

入所の内諾となった場合は、保育所等への入所申込書及び必要添付書類に加えて【医療的ケア指示書(様式4)】を提出していただきます。

(6)入所決定

入所申込書及び必要添付書類、医師の指示書が提出され、内容に不備等なければ利用調整を行い、利用調整結果通知書により入所を決定します。

なお、幼稚園については、利用調整はせず、内容に不備等がなければ、入所決定となります。

同時期に、入所希望保育所等と保護者で医療的ケアの実施に必要な機器や消耗品等の準備や、物品の持ち込み、持ち帰りのタイミングなどの詳細について打ち合わせを実施します。

(7)入所決定後のならし期間

入所決定日以降、担当看護師が医療的ケアに習熟するまではならし期間とし、必要に応じて保護者の同行を求めて医療的ケアの実施方法等について相互に確認し、保護者不在でも保育所等において医療的ケアが実施可能となった時点で本格的な入所となります。なお、入所後も状態の変化や必要な医療的ケア内容の変更等により、再度保護者の同行を求める場合があります。

4. 連携・協力体制の構築

保育所等において医療的ケア児を受入れる場合、安全な園生活を送っていただくためにも、保護者や医療機関等、関係する様々な機関との連携や協力が必要となります。特に医療的ケアの実施については、医療機関や療育機関、訪問看護・障害福祉施設等との連携は必須であると考えられますので、緊密な協力体制が確立できるよう連携していきます。

(1)主治医・医療機関

主治医には、保護者からの医療的ケア実施申込書等の提出があった後、対象児童の状態や必要な医療的ケアの内容等について詳しく聞き取る等の情報共有を行い、保育所等や担当看護師からの問合せや緊急対応への指示などの協力依頼をし、必要に応じて医療的ケアの指導や見学等を依頼します。また、対象児童の状態に変化があった際には、再度の指示書等の発行依頼や児童の病状確認等を実施することとなります。

また、主治医とは別に普段かかっている医療機関がある場合、児童の状態によって随時問合せや緊急時の対応等について確認や協力依頼をすることがあります。

(2)療育機関や訪問看護・デイサービス等との連携

対象児童が療育機関でのリハビリ等や訪問看護・障害福祉施設の利用をしており、降園後に引き続き上記施設を利用するなどの場合には、保育所等における対象児童へのケア内容や方法、状態の引継ぎなどの情報共有を必要に応じて実施する場合があります。

(3)保護者

保育所等で医療的ケアを実施するにあたっては、以下の点についてご協力をお願いします。

- 医療機関(主治医等)受診への同行(必要な場合のみ)
 - 対象児童の体調不良時や、保育所等内で感染症が流行した場合の家庭保育
※保育所等において感染症が拡大する状況や医療的ケア児の体調不良等があった場合、速やかなお迎えや家庭での保育をお願いする場合があります。また、保育所等への入所後に医療的ケア実施者が何らかの理由によって急きょ不在となり、代替の実施者がすぐに確保できない場合には一時的に保育所等での預かりを中止する場合があります。
 - 登園前、在園時、デイサービス等を利用した際の体調やケア状況の共有
 - 医療機関を受診した際の状況の情報共有
 - 医療的ケアの実施に必要な物品に関する調整
- ①吸引器や酸素ボンベ、チューブ類、注入バッグ等通常保育所等に配備されていないものについては、原則として保護者が準備して必要なタイミングで保育所等に持ち込んでいただきます。日常的に保育所等で取り扱っているものについては保育所等で準備します。
- ②保護者に持ち込んでいただく物品については、使用後の消毒方法や保管方法、廃棄のタイミング及びその方法、持ち込む頻度等について事前に協議します。

③保育所等で準備するものについては、特定の材質や品でなければならないか確認します。

5. 保育所等における体制確保と対応

医療的ケアにおいては、対象児童を直接担当する医療的ケア実施者以外にも、それぞれの職種に応じた役割を明確にし、通常時及び非常時の対応について迅速かつ滞りなく実施できるように準備しておく必要があります。

(1)職種ごとの役割

職 種	役 割
園長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割分担、通常及び非常時の指揮命令 ・保護者及び主治医等医療機関と職員間の調整 ・医療的ケア実施内容の全体的な管理
園長補佐 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・園長の補佐及び不在時の代行 ・担任保育士、医療的ケア実施者の業務管理 ・職員間連携における調整
担任保育士(教諭) 加配保育士(教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス運営における医療的ケア児への配慮及び成長に合わせた保育の実施 ・医療的ケア児と他児との調整 ・医療的ケア児を含めたクラス全体の安全管理
医療的ケア実施者 加配保育士(教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医等医療機関及び保護者との連携 ・医療的ケア内容の検討及び実施 ・薬品、ケア機器等の管理 ・保育内容の記録及び保護者等への引継ぎ
給食調理員 (幼稚園を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に合わせた食事への対応 <p>※幼稚園では、医療的ケア児に合わせた食事を提供することはできません。</p>
その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児と他児との調整

(2)通常時の対応

日常的に実施する医療的ケアの内容及び対象児童の状況について、園長以下関係する職員間でケアの方法やタイミング、必要な器具と扱い方の概要、緊急時の対応方法等の情報について共有しておき、他児との接触における安全管理や適切な保育計画、クラス運営等について事前に検討し実施する必要があります。医療的ケアの実施については、他児との接触によって危険が生じるなどの懸念がある場合には、普段の保育室とは別の場所で実施することもあります。特に行事などへの参加については、安全管理も含めた十分な検討を行い、必要に応じて主治医等の医療機関に確認するなどし、保護者の意向も踏まえて決定します。また、冬季など感染症が発生しやすい時期をはじめとし、随時他の年齢児

での感染症の発生状況などを職員間の情報共有によって迅速に把握し、必要に応じて保護者に提供します。医療的ケア児の健康管理については、医療的ケア実施者のみならず、対象児童と身近に接している担任保育士及びその他職員、園長、園長補佐(教頭)など複数の職員で確認していきます。

(3)非常時の対応

事前に主治医や保護者等から、起こりうる又は起こりやすい体調変化やその対応方法及び緊急連絡先について確認をしておき、そうした事態の発生時における対応について、園で役割分担も含めたシミュレーションをしたうえで緊急時に迅速な対応ができるよう準備します。

また、相楽中部消防本部と連携し、対応方法の共有をします。

6. 医療的ケアの実施内容の変更及び終了

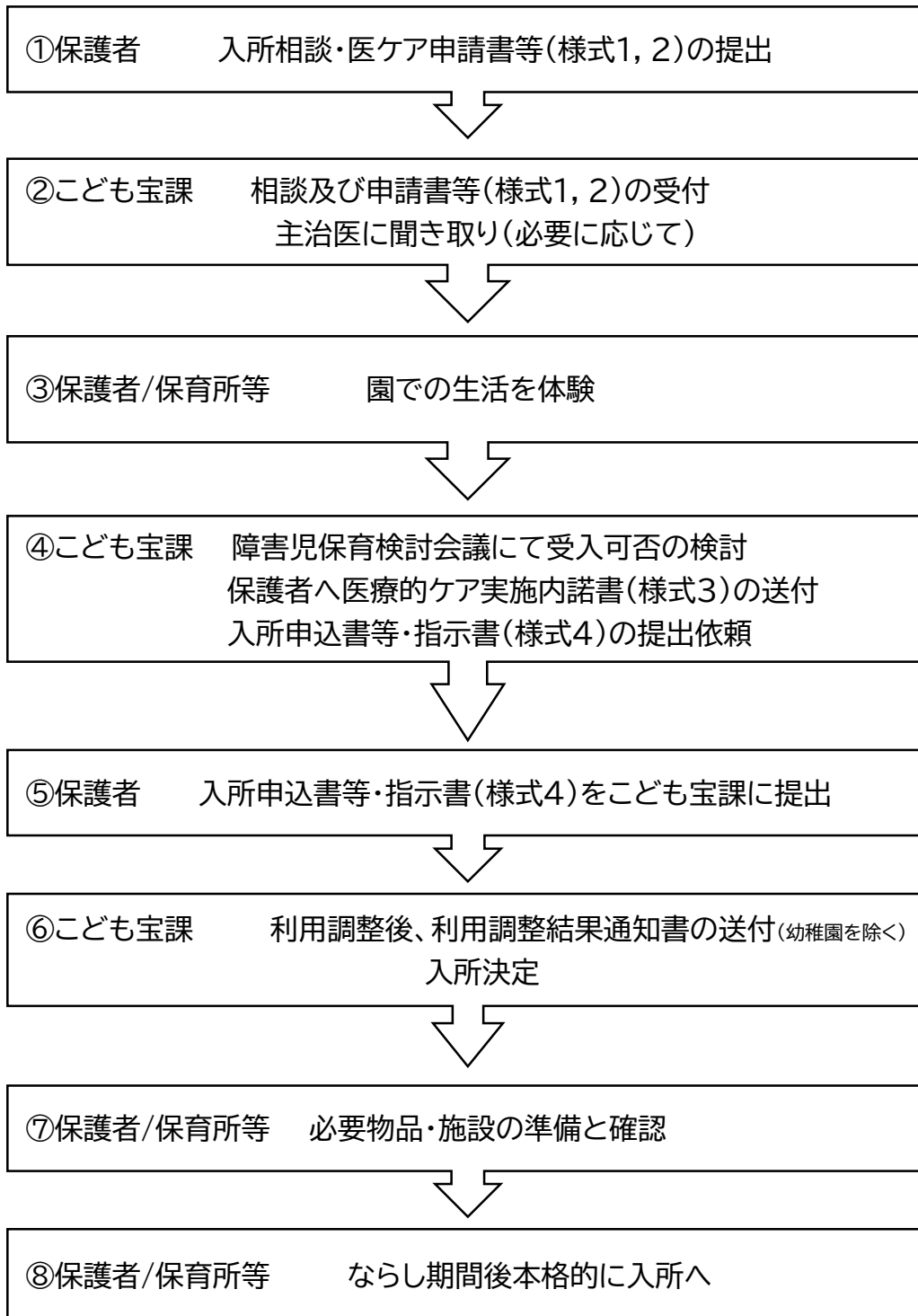
成長や病状の変化に応じて必要な医療的ケアの内容に変更が生じた場合、再度【医療的ケア実施申込書(様式1)】、【医療的ケアを必要とする児童に関する同意書(様式1裏面)】、【主治医意見書(様式2)】をご提出いただき、継続して受入れが可能か判断します。

受入可能と判断した場合は、【医療的ケア指示書(様式4)】の提出をいただきます。

なお、変更の内容を確認し、必要に応じて主治医等にも詳細な状況を聞き取った上で受入れ継続の可否を判断しますが、病状の変化等によって集団生活に適さない状況となった場合や、保育所等の医療的ケア実施者では対応できない状態となった場合には退園していただくこととなります。

医療的ケアの実施が不要となる場合は、【医療的ケア終了届(様式5)】及び【主治医意見書(様式2)】を提出いただき、医療的ケア実施終了に係る医師の意見を踏まえた上で、対象児童に係る医療的ケアを終了します。

7. 医療的ケアに係る事務手続きの流れ



別紙 木津川市医療的ケア児の保育所等入所手続きに係るフローチャート

